

# 内部者登録約款

## (目的)

### 第1条

この約款は、内部者登録制度に基づき、証券市場における公正な価格形成及び健全性を確保するに当たり、インサイダー取引を防止するため、お客様より内部者登録のお届けを必ず行っていただくために定めるものです。

## (趣旨)

### 第2条

この約款は、お客様が金融商品取引法第166条（会社関係者の禁止行為）及び、日本証券業協会規則の自主規制規則第15条に規程する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う場合において、お客様と当社の間で内部者取引に該当するか否かを明確にするための取り決めです。

## (内部者取引の意義)

### 第3条

内部者取引（インサイダー取引）とは、発行会社等の内部者情報に接する立場にある役職員や大株主などの会社関係者及び情報受領者（会社関係者から重要事実の伝達を受けたもの）は、その特別な立場を利用して会社の重要な内部情報を知り、その情報が公表される前に当該会社の株式等を売買することを言います。

このような取引が行われると、一般的な投資家との間に不公平が生じ、証券市場の公正性・健全性が損なわれるおそれがあるため、金融商品取引法第166条（会社関係者の禁止行為）において規制されています。

## (内部者登録)

### 第4条

お客様が、前第3条に規程される内部者に該当する場合（内部者情報を知り得る立場となった場合にも）には、原則として、お客様ご自身により内部者登録のお届け出を必ず行っていただくものとします。

## (届出事項の変更)

### 第5条

前第4条によりお届け出いただいた内部者登録に関する事項に変更があった場合には、原則として、お客様ご自身で遅滞なく内部者登録の変更内容について、当社にお届け出いただることを約していただきます。

## (内部者の取扱)

### 第6条

当社は、お客様が発行会社等の有価証券等に係る売買等が行われるまでに、内部者である

旨をお届けいただくことを約していただきます。その内部者に該当する事項については、  
「内部者登録制度について」に記載しております。

(その他)

第7条

当社が内部者取引について未然防止、または点検を行い内部者と判断した場合、当社において内部者登録の変更（手続き）を行う場合があります。

以上  
平成20年2月